

大阪取引所におけるインド Nifty50 先物取引の廃止に伴う 「手数料に関する規則」等の一部改正について

I. 改正要旨

本年7月17日に株式会社大阪取引所にて予定されているインド Nifty50 先物取引の廃止に伴い、「手数料に関する規則」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

- ・ 大阪取引所におけるインド Nifty50 先物取引の廃止

(備 考)

- ・ 手数料に関する規則 別表
- ・ 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い
第2条の4

III. 施行日

2018年7月17日から施行する。

以 上

「手数料に関する規則」等の一部改正について

目次

	(ページ)
1 手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	2
2 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	3

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率				別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率			
1 (略)				1 (略)			
2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。				2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。			
清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率	清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
業務方法書第3条第2項第5号に掲げる指数先物取引	(略)	(略)	(略)	業務方法書第3条第2項第5号に掲げる指数先物取引	(略)	(略)	(略)
	NYダウ先物取引、台湾加権指数先物取引及びFTSE中国50先物取引(注1)	(略)	(略)		NYダウ先物取引、インドNifty50先物取引、台湾加権指数先物取引及びFTSE中国50先物取引(注1)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(注1)～(注5) (略)				(注1)～(注5) (略)			
付 則							
この改正規定は、平成30年7月17日から施行する。							

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格に関する準用等)</p> <p>第2条の4 (略)</p> <p>2 取引証拠金規則第20条の4に規定する当社が定める日中清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないとする場合は、当社がその都度定める。</p> <p>(1) 業務方法書の取扱い第20条の8(同条第1項第2号を除く。)の規定は、取引証拠金規則第20条の4の規定により指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る日中清算数値を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第20条の8第1項第1号a中「午後3時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午前10時45分から午前11時まで」と、「清算数値」とあるのは「日中清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「日中清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午前11時」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日(当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場(取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)における有価証券の売買若しくは先物・オプション取引が停止された場合、当該取引最終日の終了する日に、FTSE中国50インデックス(Stock Exchange of Hong Kong Limitedに上場されている銘柄のうちFTSE In</p>	<p>(日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格に関する準用等)</p> <p>第2条の4 (略)</p> <p>2 取引証拠金規則第20条の4に規定する当社が定める日中清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないとする場合は、当社がその都度定める。</p> <p>(1) 業務方法書の取扱い第20条の8(同条第1項第2号を除く。)の規定は、取引証拠金規則第20条の4の規定により指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る日中清算数値を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第20条の8第1項第1号a中「午後3時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午前10時45分から午前11時まで」と、「清算数値」とあるのは「日中清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「日中清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午前11時」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日(当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場(取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)における有価証券の売買若しくは先物・オプション取引が停止された場合、当該取引最終日の終了する日に、FTSE中国50インデックス(Stock Exchange of Hong Kong Limitedに上場されている銘柄のうちFTSE In</p>

ternational Limitedが選定した50銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であつて、FTSE International Limitedが算出するものをいう。)を対象とした指数先物取引において、主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買が停止された若しくは当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合又は当該取引最終日の終了する日の翌日までにThe Board of Trade of the City of Chicago, Inc. が開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウ(S&P Dow Jones Indices LLCが算出するDow Jones Industrial Averageをいう。)を対象とした指数先物取引に類似の取引若しくはTaiwan Futures Exchange Corporationが開設する外国金融商品市場において取引されている台湾加権指数(Taiwan Stock Exchange Corporationが算出する台湾証券取引所発行量加権指数をいう。)を対象とした指数先物取引に類似の取引について最終清算数値を算定されていない場合において、当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。以下第4条第2項第1号において同じ。)においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の日中清算数値とする。

ternational Limitedが選定した50銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であつて、FTSE International Limitedが算出するものをいう。)を対象とした指数先物取引において、主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買が停止された若しくは当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合又は当該取引最終日の終了する日の翌日までにThe Board of Trade of the City of Chicago, Inc. が開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウ(S&P Dow Jones Indices LLCが算出するDow Jones Industrial Averageをいう。)を対象とした指数先物取引に類似の取引、National Stock Exchange of India Limitedが開設する外国金融商品市場において取引されているNifty 50 (India Index Services & Products Limitedが算出するNifty 50をいう。)を対象とした指数先物取引に類似の取引若しくはTaiwan Futures Exchange Corporationが開設する外国金融商品市場において取引されている台湾加権指数(Taiwan Stock Exchange Corporationが算出する台湾証券取引所発行量加権指数をいう。)を対象とした指数先物取引に類似の取引について最終清算数値を算定されていない場合において、当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。以下第4条第2項第1号において同

じ。)においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の日中清算数値とする。

(2) (略)

3 (略)

(2) (略)

3 (略)

付 則

この改正規定は、平成30年7月17日から施行する。